

(24) 人総発-026  
2024年11月19日

事業所事務長 様  
事業所実務担当者 様

人事総務課長

## 2024年度 通信教育受講料の自己負担金精算について

日頃よりお世話になっております。  
さて、通信教育受講者の自己負担部分の精算を、下記にて取り扱いますのでご確認ください。  
また、12月給与にて精算する職員へ案内文書の配付をお願いいたします。

### 記

#### 1. 受講料の精算方法

受講料の自己負担金を2024年12月給与で徴収します。

※給与明細書の控除欄「その他」にて控除

#### 2. コース毎の自己負担金の徴収

- (1) 「医療福祉生協連コース」(No.24001~24013)  
→ 全額事業所負担のため、徴収なし
- (2) 「職場づくりに役立つ(外部コース)」(No.24109~24123)  
→ 半額事業所補助のため、12月給与にて自己負担分(半額)を徴収します
- (3) 「コミュニケーション能力を高める(外部コース)」(No.24148~24159)  
→ 半額事業所補助のため、12月給与にて自己負担分(半額)を徴収します
- (4) その他コース  
→ 修了・未修了にかかわらず全額自己負担(補助なし)のため、12月給与にて自己負担分(全額)を徴収します

#### 3. 未修了者の精算

上記2の(1)(2)(3)コースを受講している職員については、修了することを条件に、事業所が費用の全額または半額を負担します。

コースごとに定められた受講期間中に修了することができなかった場合の、“未修了者”に対する自己負担分の精算は、例年どおり2次精算(2025年5月の給与引き)にておこないます。 ※退職職員については人事総務課にて個別に対応します。

以上

【連絡先】 総務部人事総務課 くまもと 隈元 TEL: 086-444-4321 (内線 113)